

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 8 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成13年 3月28日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

改正 令和 4年10月 5日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の職員の定年等に関しては、太田市職員の定年等に関する条例（平成17年太田市条例第50号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（令和4年10月5日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。